

# 吹田市シティプロモーション促進補助金

## 募集要項

### 募集期間

令和7年4月1日（火）～令和7年4月15日（火）



《受付・お問い合わせ》

吹田市都市魅力部シティプロモーション推進室

住 所：〒564-8550

吹田市泉町1丁目3番40号

TEL：06-6318-6371

FAX：06-6384-1292

メール：city-pro@city.suita.osaka.jp

## 1 目的

吹田市内において地域ごとの特色や市ならではの魅力の向上につながるイベントを行う団体に対し、補助金を交付することにより、シティプロモーションイベントを充実させ、市のイメージ向上及び市民の市への愛着と誇りの醸成を図ることを目的とします。

## 2 補助金名

吹田市シティプロモーション促進補助金

## 3 補助対象者

次の（１）～（４）の項目全てを満たす団体とします。

- （１） 補助金の目的に賛同する任意団体等の団体であること（ただし、政治、宗教、営利活動を目的としない団体であること）
- （２） 吹田市内を主な活動拠点としていること
- （３） 構成員が３人以上で、そのうち半数以上が吹田市内に在住、在勤、在学していること
- （４） 組織の運営に関する規則（規約、会則等）を有していること

※既存の団体のほか、新たに組織する団体も対象とします。

## 4 補助対象イベント

（１） 次のア～エの項目全てを満たすイベントとします。

ア 補助対象者が市内で主催かつ単独で実施し、市民が参加できるもの

イ 補助金の目的達成を目指すもの

ウ 令和7年4月26日から令和8年3月15日までの間に実施するもの

エ 1000人以上の参加者が見込めるもの

※1000人以上の参加者の計測手法について

実施されるイベントに適した計測手法を検討して設定してください。

複数の計測手法を設定して、その合計をカウントする方法でも可とします。

イベント実施時と同様の条件で交通量を調査して、道路沿道の参加者数を推測計算する等の理論計算による方法も可とします。

なお、設定した計測手法については、後述の審査の対象となり、プレゼンテーション審査において説明を求める他、イベント実施時も設定した計測手法で参加者数をカウントして後述の実施報告を行っていただきます。

計測手法の例

- ・チケット数
- ・会場の定員数
- ・イベント参加申込数
- ・交通量調査に基づく道路沿道の観客数（推測計算値）

(2) 次のいずれかに該当するイベントは、対象となりません。

- ア 政治、宗教、営利を目的とするもの
- イ 特定の公職者（衆議院議員や参議院議員等）の候補者（これからなろうとする者を含む）若しくは公職に就いている者又は政党を推薦・支持するもの。若しくは、これらに反対するもの。
- ウ 公序良俗に反するもの
- エ 他の補助制度により補助金等を受けているもの
- オ その他、市長が不適當と認めるもの

## 5 補助対象経費

(1) 対象となる経費

事業の実施に直接必要となる次の経費とします。

経費の種類	主なもの
報償費	講師、出演者等への謝礼等（食品、金券を含む）、団体の構成員以外の者に支払う経費
旅費	講師、出演者等（団体の構成員を除く）の交通費及び宿泊費
消耗品費	文具、その他消耗品等（1個当たり3万円未満のものに限る）
印刷製本費	ちらし、ポスター等の印刷代、コピー代
通信運搬費	文書の郵送料、配送料等
保険料	イベント保険料、傷害保険料等
委託料	専門知識・技術を要する業務等、事業の一部を外部に委託した費用
使用料及び賃借料	会場借上げ料、各種機材レンタル料等
食糧費	水、お茶、熱中症対策飲料、熱中症対策タブレット
諸経費	その他、市長が当該事業実施に不可欠と認めた経費

※この表に掲げる経費であっても、社会通念上補助することが適當と認められないものについては、補助対象経費としません。

※補助対象経費となる委託料は、その総額において補助対象経費の総額の2分の1未満であるものです。

## (2) 対象とならない経費

経費の種類	主なもの
団体の管理運営維持の経費	人件費、事務所賃借料、光熱水費等
団体の構成員に対する支出	謝礼、人件費、交通費
備品購入費	PC、ビデオカメラ等
熱中症対策を除く食糧費	打ち上げ代、スタッフへのまかない、ジュース代等
その他	市長が不相当と認めた経費

## 6 補助金額

### (1) 補助金額

125 万円を限度とします。

### (2) 1 イベント当たりの補助率

補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額又は事業に要する経費の総額から事業に係る収入の総額を差し引いた額のいずれか低い額の範囲内とします。(千円未満は切り捨てます。)

**【例】総事業費 300 万円、補助対象経費 250 万円、イベントの収入 250 万円の場合**

#### ①事業費イメージ

補助対象経費 250 万	対象外経費 50 万
--------------	------------

#### ②補助対象経費から補助金額を算出

(補助金対象経費) 250 万円 × 1/2 = 125 万円… (1)

#### ③総事業費から収入を差し引いた総額で補助金額を算出

(総事業費) 300 万円 - (収入) 250 万円 = 50 万円… (2)

#### ④補助金交付額

(1) と (2) を比べ低い額が交付額となるため、(2) の 50 万円を補助金額として交付

### (3) 採択数

最大4件

## 7 提出書類

(1) 吹田市シティプロモーション促進補助金交付申請書 (様式第1号)

(2) シティプロモーションイベント実施計画書 (様式第2号)

(3) シティプロモーションイベント収支予算書 (様式第3号)

(4) シティプロモーションイベント実施団体概要書 (様式第4号)

(5) シティプロモーションイベント実施団体会員名簿 (様式第5号)

(6) 定款、規約、会則又はこれに準じるもの

※(1)～(5)は市のホームページからダウンロードできます。(6)は特に決まった様式はありません。

※申請は1団体につき1イベントに限ります。(複数申請不可。)

## 8 申請書類の提出

(1) 期間：令和7年4月1日(火)～令和7年4月15日(火)

(土・日曜日、祝日は除く。)

開庁時間：午前9時～午後5時30分

(2) 提出先

吹田市都市魅力部シティプロモーション推進室

(3) 提出方法

開庁時間中にシティプロモーション推進室の窓口(吹田市泉町1丁目3番40号 市役所本庁低層棟3階315番窓口)まで持参またはメールにて4月15日(火)午後5時30分までに必要書類を提出してください。

メール：city-pro@city.suita.osaka.jp

## 9 審査方法

申請のあった団体にプレゼンテーションを行っていただき、提出書類と合わせて審査します。

また、プレゼンテーションを行った後、審査会の委員がプレゼンテーションと提出書類に基づき審査項目に沿った質問等を行います。

※応募者多数の場合、事前に書類審査を行います。

審査基準と評価点はプレゼンテーション審査と同様です。

※プレゼンテーションは1団体15分以内。プレゼンテーションが終わったのち、質疑応答を実施します。

(1) プレゼンテーション審査

シティプロモーション促進補助金審査会の委員5名で審査します。

(2) 審査基準と評価点

ア 審査項目

1	魅力の向上	イベントの目的内容が本補助金の趣旨に沿ったもので、市や地域の魅力向上につながるか
2	集客性	参加者数の計測手法は、イベントの集客性を計れる適正なものか 多くの参加者、来場者が見込まれるものか
3	交流	参加者、来場者同士の出会いや交流が生まれる要素があるか
4	発展性	今後継続的に実施され、地域に根付いたイベントへと育っていく期待を感じさせるものか
5	広報	SNS、チラシ・ポスター等を活用した効果的な情報発信を行うか
6	予算	経費は適切か、また積極的な資金確保に取り組んでいるか
7	実施体制	安全配慮等を含めた実施体制は整っているか、計画の実現可能性は十分か

イ 評価点

区分	審査項目	評価点	
		1, 2, 7	3~6
高く評価できる		20点	10点
「高く評価できる」と「普通」の間の評価		16点	8点
普通		12点	6点
「普通」と「あまり評価できない」の間の評価		4点	2点
あまり評価できない		0点	0点

### (3) 審査手順

- ア 応募者多数の場合、書類審査により、プレゼンテーション対象団体を決定。
- イ 各団体のプレゼンテーションを実施。(4月21日(月)実施予定。)
- ウ 委員5名により、各イベントに対して審査項目ごとに評価点を付け、評価点の合計を求めます。

【評価点の合計】評価点100点満点×審査委員5名=500点満点

- エ 評価点の合計が高い順に補助金の交付を決定します。
- オ 評価点の合計が300点に満たない場合は不採択となります。

### (4) プレゼンテーション審査に関する補足

- ・追加資料等の配布を希望する場合は、当日、ご持参ください。(必要部数：10部)
  - ・使用可能機材：PC、プロジェクター、スクリーン
- ※使用するデータはUSBに保存してご持参ください。

## 10 審査結果の通知

審査結果については令和7年4月25日(金)までに「吹田市シティプロモーション促進補助金交付審査結果通知書(様式第6号)」により各団体へ通知します。

## 11 補助金の概算払(希望する場合)

### (1) 補助金概算払請求書の提出

補助金交付認定の通知を受け、補助金の概算払を希望する団体は、通知を受けた日から30日以内に「吹田市シティプロモーション促進補助金概算払請求書(様式第7号)」を提出してください。

※補助金概算払請求書の内容を審査して、その内容が適切と認めるときは、概算払分の補助金を交付します。概算払の額は、交付予定額の範囲内で全部又は一部とします。

## 12 変更申請

概算払分の補助金を受けた後に、イベントの変更・中止又は取り下げをする場合は、事前にシティプロモーション推進室に相談の上、「シティプロモーションイベント実施計画変更等承認申請書(様式第8号)」を提出してください。

### (1) イベントを変更する場合

実施計画変更等承認申請書に、変更後の内容を記載した「シティプロモーションイベント実施計画書（様式第2号）」、「シティプロモーションイベント収支予算書（様式第3号）」を添付してください。

次の内容を変更する場合、変更申請が必要となります。

ア イベント名	エ 参加者数に関する事項
イ 実施日及び期間	オ 実施計画内容の内、収支予算の変動を伴う事項
ウ 実施場所	カ 収支予算の内、予算項目の新設
	キ 代表者等の申請者に関する事項

※イベント内容の大幅な変更は認められません。

### (2) イベントを中止する場合

実施計画変更等承認申請書に、イベントを中止するまでの内容を記載した「シティプロモーションイベント実績額報告書（様式第9号）」、「シティプロモーションイベント収支決算書（様式第11号）」及び事業の実施状況がわかる書類（写真等）を添付してください。収支決算書には収入額が分かる資料と支出額が分かる領収書（原本又はコピー）の添付が必要です。

※イベントが気象条件や天変地異その他補助を受けた団体の責に帰さない理由により中止となった場合、中止時点までにかかった経費については、補助対象経費とします。

### (3) 変更申請の承認

実施計画変更等承認申請書の内容を審査して、その内容が適当と認めるときは、「シティプロモーションイベント実施計画変更等承認兼補助金変更交付決定通知書（様式第12号）」により申請団体へ通知します。その際、交付決定の全部又は一部を取り消す場合があり、変更後の補助金額が概算払を下回る場合、差額分を返還期日までに返還していただきます。

## 1.3 実績報告と補助金の確定・精算

### (1) 実績報告

補助を受けた団体は、原則として事業終了後30日以内、遅くとも令和8年3月31日までに、「シティプロモーションイベント実績額報告書（様式第9号）」を提出してください。実績額報告書には、「シティプロモーションイベント実施報告書（様式第10号）」、「シティプロモーションイベント収支決算書（様式第11号）」、及び事業の実施状況がわかる書類（写真等）を添付してください。収支決算書には収入額が分かる資料と支出額が分かる領収書（コピー可）の添付が必要です。

## (2) 確定通知及び精算

実績額報告書の内容を審査して、令和8年3月31日までに補助金交付額を確定し「吹田市シ  
ティプロモーション促進補助金交付額確定通知書（様式第13号）」により、各団体へ通知します。

このとき、補助金の交付確定額が概算払で交付した金額を下回る場合は、指定する期日までに  
その差額分を返還していただきます。

なお、計画よりも多くの経費支出金額があった場合でも、受給できる補助金の額の上限は、審  
査結果通知書に記載のある補助金の額を超えることはありません。

## (3) 補助金の減額

実績額報告書の内容を審査して、イベントの参加者数が補助金交付申請時又は変更承認申請時  
に提出したイベント実施計画書に記載のイベント参加者見込み数を下回る場合は、その割合に  
応じて次の通り減額して補助金を交付します。

ア	4分の1以上2分の1未満	交付予定額（変更交付決定があった場合には、変更交付 決定額）の2分の1
イ	4分の1未満	交付予定額（変更交付決定があった場合には、変更交付決定額）の 4分の1

なお、イベントの参加者数がその見込み数を下回った原因が、気象条件や天変地異その他補助  
を受けた団体の責に帰さない理由による場合は、補助金の減額はありません。

## (4) 補助金交付請求書の提出

補助金交付額確定の通知を受けた団体は、通知を受けた日から指定の期日までに「吹田市シ  
ティプロモーション促進補助金交付請求書（様式第14号）」を提出してください。

## (5) 交付決定

補助金交付請求書の内容を審査して、その内容が適当と認めるときは、補助金を交付します。

## 14 注意事項

(1) 補助を受けた団体は、決定を受けたイベント計画に基づいてイベントを実施していただきます。

イベントが計画のとおり実施できるか事前に検討を重ね、大幅な変更が生じないようにしてくだ  
さい。

(2) イベントを大幅に変更して実施した場合や途中で止めた場合は、補助金の全部又は一部を返還  
していただくことがあります。

(3) 補助金の事務手続は、吹田市シティプロモーション促進補助金交付要領によります。(同要領は市のホームページで御覧になれます。)

(4) 補助対象経費に係る帳簿は、事業終了後 10 年間保管してください。

## 15 事業の流れ



## 16 お問い合わせ

吹田市都市魅力部シティプロモーション推進室

電話：06-6318-6371(直通)

FAX：06-6384-1292

メール：city-pro@city.suita.osaka.jp

※申請者の個人情報(郵便番号、住所、氏名、電話番号、FAX番号、メールアドレス等)につきましては、相談や審査等に関する連絡のために使用させていただきます。